

安全で安心できる環境で食事ができ  
空気もおいしい飲食店を  
めざしましょう!

## 分煙対策推進事業 調査研究報告書

ダイジェスト版



## 分煙対策ガイドライン

全国飲食業生活衛生同業組合連合会

# 全飲連は受動喫煙対策を 推進しています。

平成15年5月の健康増進法の施行により飲食店等を含めた公共の場所での受動喫煙防止対策が法律で定められ、他人のたばこの煙を吸わせることを防止するために、受動喫煙対策の推進が求められました。

受動喫煙の防止は大きな関心を呼び、マスコミ等においてもクローズアップされ国民の意識も向上しています。しかし、飲食業界では大型外食チェーン等における対策は見られるものの中小飲食店では対策が遅れ、このことは消費者団体からも指摘されています。

当連合会ではこれらの防止対策の推進にあたり、受動喫煙に関する意識、分煙対策の取り組みの実態を全国調査しました。

また、中小飲食店における先進モデル店の現地ヒヤリング調査を行いました。

この冊子は、その調査の集計分析の概要をお知らせするとともに、受動喫煙対策の意識向上と推進を図るために作成したものです。

## 空気も料理も おいしい飲食店

飲食店のタバコの煙（タバコ粉じん濃度）は一般の職場に比べはるかに高い数値を示しています。安全で安心できる環境で食事ができる飲食店が求められています。「料理だけではなく空気もおいしい飲食店」をつくっていくために分煙対策を進めていきましょう。

## 不完全分煙では 効果がありません

仕切りもない名ばかりの不完全分煙では効果はありません。お客様だけでなく従業員の健康維持のためにも安全できれいな空気環境で料理をつくり、提供していきましょう。厨房の禁煙化、タバコの煙の流れでこない客席が求められています。

## 平成15年5月1日 健康増進法が施行されました。

### 《飲食店での受動喫煙対策を早急に！》

健康増進法第25条では、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることを防止すること『受動喫煙』防止が謳われています。我々飲食店など、多くの人が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を行わなければならないのです。

#### 健康増進法第25条

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

# アンケート

●遅れる分煙対策。

●受動喫煙防止義務の認知度の低さ

●狭い店舗、改装コスト負担の大きさが要因

この調査は全国飲食業生活衛

生協同組合連合会に属する各都

道府県組合の組合員を対象とし

て、それぞれに加盟している組

合員数に比例した1200サン

プルを有効回答として回収する

ことができました。

アンケートでは、お店の業態

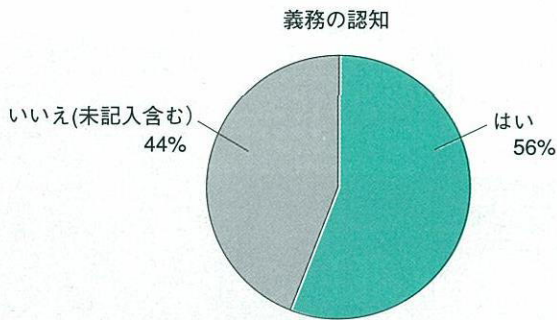
や規模、健康増進法の認知、対

策、喫煙に対する意識などにつ

いて回答を求めました。

受動喫煙防止の義務が課せられたことを知らないと答えた人は44%でした。

## 1. 受動喫煙防止義務の認知



なんらかの受動喫煙防止対策をしている店は8.9%。  
また、完全分煙・完全禁煙をしている店は5.4%でした。

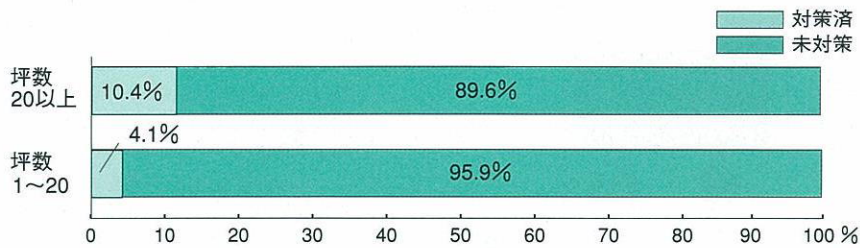
## 2. 健康増進法施行前後の変化

施行前	全体	%
1. 完全に禁煙	16	1.3%
2. 完全に分煙	25	2.1%
3. 分煙	35	2.9%
4. 禁煙タイムを設ける	5	0.4%
5. 自由に喫煙可能	1,066	88.8%
6. その他	20	1.7%
7. 未記入	33	2.8%
計	1,200	100.0%

施行後	全体	%
1. 対応していない	979	81.6%
2. 完全禁煙にした	19	1.6%
3. 完全分煙にした	13	1.1%
4. 分煙にした	12	1.0%
5. 禁煙タイムを設けた	6	0.5%
6. その他	54	4.5%
7. 対応済み	57	4.7%
8. 未記入	60	5.0%
計	1,200	100.0%

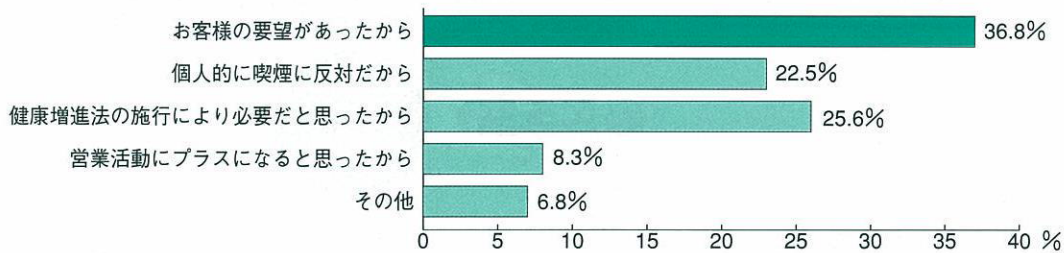
### 3. 店舗の規模での分煙対策

受動喫煙防止の分煙対策率は、20坪以上の店が10.4%なのに対し、20坪以下の店は4.1%。



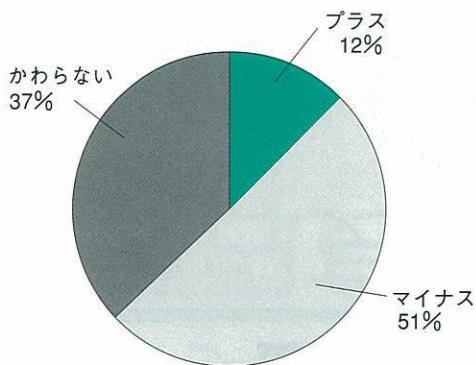
### 4. 分煙・禁煙対策をはじめた理由

受動喫煙防止対策をはじめた理由は「お客様の要望があったから」が第1位で36.8%でした。



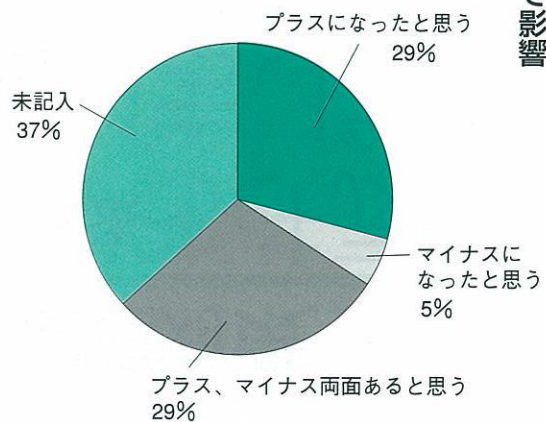
### 6. 分煙対策をしていない店が営業への影響をどう考えているか

受動喫煙防止対策をしていない店では、対策をした場合の営業活動への影響は12%がプラス、51%がマイナスと考えています。



### 5. 分煙対策をしている店の営業面で影響

受動喫煙防止対策をしている店では、営業活動への影響は、29%がプラス、5%がマイナスと考えています。

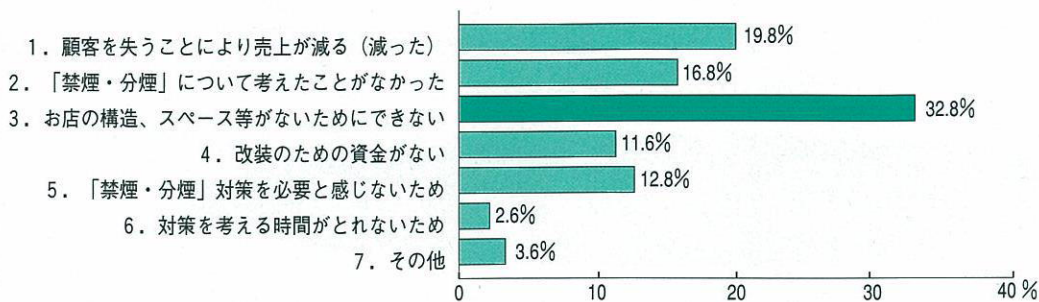


# 7.

## 分煙対策を取らない理由

●最も多かったのは「お店の構造、スペース等がないためにできない」で32.8%だった。  
●禁煙・分煙に対する認識の低さから対策を講じていないといえるのは、29.6%であった。

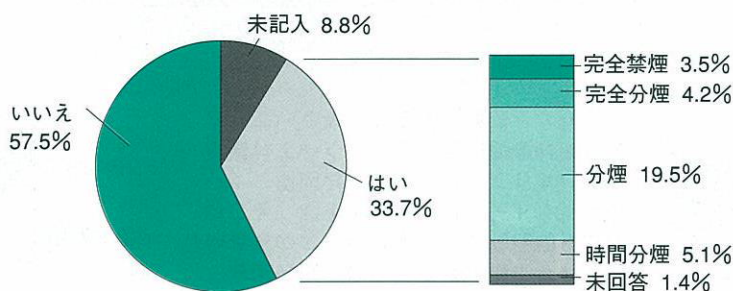
受動喫煙防止対策をしていない(できない)理由の44.4%は店の構造やスペースが狭いことが理由。



# 8.

## 将来的に分煙対策をおこなうか否か

将来的にも受動喫煙防止対策をとらない(とれない)と考えている人が57.5%でした。



### 今後の課題

**受動喫煙防止の意識を高め、健康で安心・安全な食生活を創造!**

健康増進法の施行により、受動喫煙防止の義務が課せられたことを知らない飲食店経営者が、44%と大変多かった。義務である以上、これが10%以下程度でないと思われていたが、そもそも健康増進法がどれだけ認知されているかという点でもある。今後さらに、健康増進法と受動喫煙防止義務について、広く知らしめていく必要があると思われる。

全飲連では「健康で豊かな食文化の創造」「安心・安全なサービスの提供」をスローガンに掲げている。今後、消費者の健康で安心、安全な食生活を創造していくことは、飲食業者の責務ともいえる。その意味で一層の安心を提供できる店づくりをしていかなければならない。したがって率先して受動喫煙防止の意味を理解し、分煙対策を促進しなければならないといえる。

**分煙対策を推進するために  
飲食業界の実態に即した施策が制度を!**

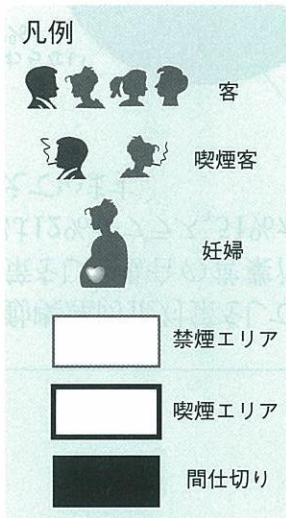
禁煙・分煙への取り組みが進まない大きな要因は、店舗面積が狭いため、喫煙・禁煙のスペース分けができないこと、また改装や機器の設置などの費用を負担することが困難であることなどがあげられる。

たとえ受動喫煙防止義務に対する認識が改善され、禁煙・分煙への意識が高まったとしても、現実には費用が掛かることであり、徹底させることには大きな壁があると思われる。

法律制定、義務化が先行して、業界の実態に即していない感がある。社会全体における禁煙に対する意識向上、低コスト、少スペースでも可能な分煙対策を具体的に提示し、改装や設備購入資金貸し出し等の施策の実施が必要ではないかと考える。

# 飲食店の受動喫煙対策

～その具体的方法～



## 適法例 7 《全面禁煙》

受動喫煙対策の上ではもっとも望ましい対策です。費用はかからず、灰皿の処理コストや壁紙・エアコンのフィルターの汚れ、テーブルクロスや床の焼け焦げに悩まされることもなくなるでしょう。

子どもや妊婦の方にも安心してご利用頂けます。



## 適法例 2 《完全分煙》

厚生労働省が平成14年6月12日に公開した分煙効果判定基準策定検討会報告書では以下の基準を示しています。

- ・非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ (0.2m/s以上) があること
- ・デジタル粉じん計を用いて、喫煙場所の時間平均浮遊粉じんの濃度が0.15mg/m<sup>3</sup>以下でかつ、非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと
- ・検知管を用いて測定した喫煙場所の一酸化炭素濃度が10 ppm以下であること  
簡便には、ドア1枚分の空気流入口に対して、家庭用換気扇2台あれば上記の基準を満たします。  
(参考：産業医大・大和浩氏HP  
<http://tenji.med.uoeh-u.ac.jp/smoke.html>)  
特に、禁煙エリアや非喫煙者の動線上にタバコ煙が漏れないようにしなければなりません。

全面禁煙が完全分煙以外の場合は、平成15年5月1日よりすべて健康増進法第25条に反することとなります。



# 飲食店の受動喫煙対策

## 違法な事例 《不完全分煙》

凡例



- ・喫煙エリアが指定されていても、禁煙エリアにタバコ煙が流れてくる場合。
- ・非喫煙者の動線上（トイレに行く通路、バイキングやフリードリンクコーナー周囲やそこへの通路、レジ周辺、禁煙エリアとレジや出入口との間の通路）にタバコ煙が流れてくる場合。
- ・空気清浄機/分煙機が設置されていても、タバコ煙有害物質はほとんど素通りしていますので受動喫煙対策にはなりません。（参考ホームページ <http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/>）

右図の例では、喫煙席が指定されているものの、喫煙席周囲に間仕切りがないこと、バイキングやフリードリンクコーナー周囲および出入口にもタバコ煙が漏れていくことから受動喫煙対策がなされているとは言えず、違法となります。

どこでも喫煙自由な場合はもちろんですが、分煙が以下の場合のように不完全な場合も違法となります。



## 禁煙席の本当の意味

禁煙席 ~~タバコ~~が吸えない席

環境 タバコの煙が流れてこない席

禁煙席の本当の意味とは、  
受動喫煙を受けない席、タバコの煙が流れてこない席です。

平成15年度生衛振興推進事業  
分煙対策推進事業 調査研究報告書



全飲連は受動喫煙対策を推進しています。

全国飲食業生活衛生同業組合連合会

全国飲食業生活衛生同業組合連合会

〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館